

## 第5章 いのちを支えるこころの健康づくり（自殺対策）推進体制

### 1. 計画の周知

本計画を推進していくために、基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのないむつ市」を目指して、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、「市民」「地域」「市」「関係機関」「関係団体」が協働で取り組みを行えるよう、市ホームページなどを活用し、本計画の周知を図っていきます。

### 2. 推進体制

#### (1) むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会

健康づくり推進部長を委員長に各部政策推進監及び分庁舎市民課長で構成する「むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会」を設置し、自殺対策について庁内関係部局が幅広く参画し、行政全体として、計画の決定及び自殺対策を連携しながら総合的に推進します。

#### (2) むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会との連携

地域の関係団体や機関で構成する「むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会」において、各分野で実施している事業や取り組みの情報交換及び計画素案の検討、計画の進捗状況協議し、目標達成を推進します。

### 3. 進行管理

本計画の取り組み状況や目標値については、事務局である健康づくり推進課にて把握し、計画の適切な進行管理に努めます。また、「むつ市いのちを支えるこころの計画づくり計画推進委員会」及び「むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会」において、PDCAサイクルによる評価を実施し、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

資料1 いのちを支えるこころの健康づくり計画策定までのスケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自役業務分析						重点課題の整理						
審議院作業		英社協み込み・決定スケジュール説明 副市長・市長へ計画決定 風旨説明		英社協み込み・決定スケジュール説明 各会連体設置準備および設置・計画決定母子案作成 計画推進委員および協議委員への説明・要綱						計画案作成	計画最終案作成	パブリックコメント (上旬～2週間) 市長公接 印刷・製本
推進委員会							●第1回計画推進委員会 (11/21) ①計画策定の趣旨説明 ②むつ市地域自役対策計画について (庁管内各課等への説明について) ③今後のスケジュールについて ④その他			●ネットワーク協議会審議院 (2/14) 【審議院】 効率的な自役対策計画の進め方について 講師 青森県立原健大学 教授 反町浩平 氏 ・推進会およびグループ ・計画案の提示と意見聴取 ●第2回計画推進委員会 (2/28) 計画審議院の提示		
事務精励し							庁管内各課自役対策事業の開始(開始 12月14日まで (既対策事業の整理・見直し))		取りまわしセリング 関係事業の整理			
ネットワーク協議会									●第1回ネットワーク協議会 (1/30) ①計画策定の趣旨説明 ②むつ市地域自役対策計画について ③今後のスケジュールについて ④その他	●第2回ネットワーク協議会審議院 (2/14) 【審議院】 効率的な自役対策計画の進め方について 講師 青森県立原健大学 教授 反町浩平 氏 ・推進会およびグループ ・計画案の提示と意見聴取	●計画作成後報告(郵送にて)	

【役割】

- 計画推進委員会：計画の策定及び進捗管理、健康課題の検討、目標値の決定、計画の策定
- ネットワーク協議会：計画策定のための助言、意見、自分たちが行っている活動の情報交換
- 事務局：作業部隊、計画策定に必要な資料、データの収集等

資料2 むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会委員名簿

分 野	委員推薦所属・団体等
医療・保健・福祉関係機関	一般社団法人むつ下北医師会
	青森県薬剤師会 むつ下北支部
	下北地域県民局地域健康福祉部（むつ保健所）
	むつ総合病院 メンタルヘルス科
	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会
学校関係機関	むつ市学校保健会
警察・消防機関	むつ警察署
	下北地域広域行政事務組合 消防本部
労働関係機関	むつ下北地域産業保健センター
法律関係機関	日本司法支援センター法テラスむつ法律事務所 （青森県弁護士会所属）
地域関係団体	むつ市民生委員・児童委員協議会
	むつ市保健協力員「あゆみの会」
	むつ市保健協力員 川内地区
	むつ市保健協力員 大畑地区
	むつ市保健協力員 脇野沢地区
	むつ市老人クラブ連合会
	むつ市連合PTA
	精神保健福祉・傾聴ボランティアグループ「スマイル」
	特定非営利活動法人
	むつ下北子育て支援ネットワークひろば

資料3 むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会名簿

委員長	健康づくり推進部長
副委員長	健康づくり推進部 政策推進監
委員	総務部政策推進監
委員	企画政策部政策推進監
委員	財務部政策推進監
委員	民生部政策推進監
委員	福祉部政策推進監
委員	子どもみらい部政策推進監
委員	経済部政策推進監
委員	都市整備部政策推進監
委員	下水道部政策推進監
委員	教育委員会政策推進監
委員	川内庁舎市民生活課長
委員	大畑庁舎市民生活課長
委員	脇野沢庁舎市民生活課長

平成30年12月21日  
むつ市告示第122号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の規定に基づき、関係機関と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、むつ市いのちを支えるこころの健康づくりネットワーク協議会（以下「ネットワーク協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 ネットワーク協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市町村自殺対策推進計画の策定又は変更等に関すること。
- (2) 自殺対策のための関係機関との連携強化及び情報交換に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 教育関係機関に所属する者
- (3) 商工労働関係機関の職員
- (4) 警察及び消防機関の職員
- (5) 法律に関する専門的知識を有する者
- (6) 自殺対策に関する活動を行う民間の団体に所属する者
- (7) 保健、医療及び福祉に関する活動において地域を代表する者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員のうち、その者が勤務する業務の一環として従事する者以外の者には、謝礼金及び費用弁償を支給する。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、ネットワーク協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 ネットワーク協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明若しくは意見を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 ネットワーク協議会の庶務は、健康づくり推進部健康づくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

資料5 むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、むつ市いのちを支えるこころの健康づくり計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する関係部署の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康づくり部長をもって充て、副委員長は健康づくり推進部政策推進監をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1及び別表第2に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員は、委員長の許可を受け、委員以外の者を代理出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康づくり推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月5日から施行する。

別表第1

健康づくり推進部長、健康づくり推進部政策推進監、総務部政策推進監、企画政策部政策推進監、財務部政策推進監、民生部政策推進監、福祉部政策推進監、子どもみらい部政策推進監、経済部政策推進監、都市整備部政策推進監、下水道部政策推進監、教育委員会政策推進監

別表第2

川内庁舎市民生活課長、大畑庁舎市民生活課長、脇野沢庁舎市民生活課長